

グループホーム つばさ 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 正生会（以下、「事業者」という。）が設置するグループホームつばさ（認知症対応型共同生活介護）（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する市区町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2ヶ月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。また、会議内容を記録し公表する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム つばさ

(2) 所在地 焼津市田尻北790番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 常勤・兼務

管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有する。職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 2名 常勤・兼務

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 18名以上 常勤・非常勤

介護職員は介護計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる必要な介護及び支援を行う。

(入所定員及び居室数等)

第6条 入所定員は、18名とする。

共同生活住居1 9名

共同生活住居2 9名

2 居室（個室）、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

(1) 居室（個室） 18室

(2) 食堂 2室

(3) 台所 2室

(4) 浴室 2室

(5) 洗面所

(6) トイレ 6箇所

(定員の厳守)

第7条 事業者は、入所定員及び居室を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業者は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第9条 本事業は、要介護認定1～5のいずれかを受けた者であって認知症

の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入所申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態にある者であることの確認をする。
- 3 入所申込者が入院治療を要する者であること等入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の退所の際には、入所者及び家族の希望を踏まえたうえで、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。
- 6 入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(介護計画の作成)

第10条 管理者は、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの入所者に応じた介護計画を作成し、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、入所者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービスを行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する介護計画の変更について準備する。

(介護等)

第11条 介護は、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 本事業は、入所者の負担により、施設における職員以外の者による介護を受けさせることはしない。
- 3 入所者の食事その他の家事等は、原則として入所者と職員が共同で行うよう努める。

(介護の内容)

第12条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の援助
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、入所者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。

2 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時～
- (2) 昼食 午前12時～
- (3) 夕食 午後 6時～

(社会生活上の便宜の提供等)

第14条 入所者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第15条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。
- 3 入所者が短期間に複数回にわたり医療機関に入院する必要が生じた時、継続的な加療が見込まれる場合には、本人および家族と協議し、退所の手続きをとる。

(利用料等)

第16条 事業者が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の

介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定める額のほか、居室利用料、食材料費、光熱水費、並びに敷金等については、重要事項説明書に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 3 その他、日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担することが適当と認められる費用については、全て自己負担とする。
- 4 利用料は歴月によることとし、月額利用料を月ごと発行する請求書に基づき、支払うものとする。なお、入居又は退居等に伴い1か月に満たない入居月の場合は、日割計算とする。
- 5 第2項から第4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けるものとする。

(外出及び外泊)

第17条 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に必要事項を記入し、管理者に届け出るものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

- 第18条 入居者希望者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居希望者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 2 事業所は共同生活を営む場所であることから、面会時間その他、事業者が定める事項について留意するものとする。
 - 3 入居者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(秘密の保持)

- 第19条 事業者は、業務上知り得た入所者並びに家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する者の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報の使用に係る同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。
- 2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第20条 入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者

及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第21条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時対策・協力医療機関等)

第22条 入所者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講じるものとする。

2 入所者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡をとり救急医療等の適切な措置を講じるものとする。

3 協力医療機関は別に定める。

4 サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(非常災害対策)

第23条 事業者は、消防法令に基づき、防火管理責任者を選任し、消火設備、非常放送設備等、非常災害時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所では、消防法令に基づき、消防計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施する。そのうち年1回以上は総合訓練を実施するものとする。

3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(身体拘束)

第24条 本事業の提供において、常に入所者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施する。

2 本人又は他の入所者の生命・身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第25条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に

開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染対策等)

第26条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策委員会を概ね月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 事業者は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故防止の指針を定める等、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 5 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(情報の開示)

第28条 本事業の提供において、常に自己評価を行い、定期的な外部評価を受け、結果を公表するものとする。

(掲示)

第29条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(職員体制の確保等)

第30条 入所者に対し、適切な介護を提供できるよう職員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるにあたっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 職員の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用後の1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第31条 本事業所は居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護者に対して当該認知症対応型共同生活介護を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 本事業所は居宅介護支援事業所又はその従業者から、当該認知症対応型共同生活介護からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。提供した認知症対応型共同生活介護に関し、入所者の心身の状況を踏まえて妥当、適切な認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第32条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から5年間保存する。

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 7月20日から施行する。